

## 宇治市議会基本条例（素案）市民説明会開催結果報告

1. 日 時           平成22年11月17日 午後7時
  
2. 場 所           議会棟 第3委員会室
  
3. 説明員           議会基本条例制定委員会  
                    委員長     平 田 研 一  
                    委 員     山 崎 恭 一  
                    委 員     堀     明 人   (司会)  
                    委 員     青 野 仁 志  
                    委 員     池 内 光 宏  
                    委 員     藤 田 稔
  
4. 出席（市民）   市 民                   14名
  
5. 出席（議会）   議 長     松 峯 茂  
                    副議長     水 谷 修  
                    宇治市議会議員   16名

## 6. 参加市民からのアンケート結果

### (1) 性別・年齢構成

	男 性	女 性
20歳以下		
21歳～30歳		
31歳～40歳	1	
41歳～50歳		1
51歳～60歳	1	
61歳以上	9	1
年齢不明	1	

### (2) 在住・在勤・在学等の区分（複数回答・無回答あり）

	男 性	女 性
在住・在勤・在学者	10	1
市内に事務所を有する法人		
市内に事務所を有する個人	1	
納税義務者	2	
その他		

### (3) 市民説明会をどこで知ったか（複数回答・無回答あり）

	男 性	女 性
議会だより号外	9	2
市議会ホームページ		
FMうじ		
議員から聞いた	4	
その他（市政だより）	3	

## 7. 平田委員長の説明

### 議会基本条例の説明

- ①議会活性化・開かれた議会としての通過点
- ②25回にわたり論議してきたもの
- ③全国で135自治体が制定（府県12、政令市3、市76、町41、村3）
- ④検討のポイントは「宇治らしさ」を盛り込むこと
- ⑤言葉を分かりやすくした。
- ⑥素案の説明

- |        |   |
|--------|---|
| 第 1 条  | 市民福祉の向上・市政の発展に寄与することを目的としている。                   |
| 第 2 条  | 議会の活動原則について規定している。                              |
| 第 3 条  | 議員の活動原則について規定している。                              |
| 第 4 条  | 会派の結成について規定している。                                |
| 第 5 条  | 市民との情報共有。各種会議はすでに原則公開とされているが、明文化した。             |
| 第 6 条  | 公聴会制度・参考人制度の活用。すでに実施されているが、明文化した。               |
| 第 7 条  | 市民が参加できる機会確保のため「市民と議会のつどい」により意見の交換を行う。          |
| 第 8 条  | あらゆる手段を使って議会広報の充実に努めることを規定している。                 |
| 第 9 条  | 市長等と議会・議員の関係について規定している。                         |
| 第 10 条 | 議決権の明確化について規定している。                              |
| 第 11 条 | 議員に自由な論議を担保するため、議長・委員長は自由討議を行うことができることを規定している。  |
| 第 12 条 | 政務調査費の公開はすでに実施しているが、明文化した。                      |
| 第 13 条 | 議員定数の改定に当たっては、現状と課題、将来の展望を考慮しなければならないことを規定している。 |
| 第 14 条 | 議員報酬の改定に当たっては、現状と課題、将来の展望を考慮しなければならないことを規定している。 |
| 第 15 条 | 学識経験者による調査機関の設置を規定している。                         |
| 第 16 条 | 議会事務局の体制整備を規定している。                              |

第 17 条 議会における最高規範性を規定している。

第 18 条 条例等への遵守、見直し手続等について規定している。

## 8. 説明会での質疑

(1) 議会だよりの号外が配られたが、今回の市民説明会は、議会基本条例素案についての説明会と捉えてよいのか。

⇒おっしゃるとおり、今回の市民説明会は、議会基本条例素案についての説明会である。今後も、この基本条例によって市民と議会のつどいなどを積極的に言い広報に努めたい。

(2) 情報公開条例が制定されて公開が進んでいるが、なぜ、今議会基本条例なのか。

⇒法律が変わっていることをご存じない市民がおられるので、あえて決まっていることなども条例に取り入れた。

(3) 第 1 条の条文に「市民福祉の向上及び市政の発展」と出てくるが、なぜ、「市民福祉」のみをとりあげるのか。

⇒「市民福祉」は、市民全体の福祉という意味で、その中には、教育やいろんな分野が含まれている。総括的な言葉として「市民福祉」という言葉を使っている。

(4) 議員でも傍聴が許可されない会議（各派幹事会、予算・決算特別委員会の代表者会議、議会だより編集委員会）があったが、議員であれば、どのような会議でも出席できるのか。

⇒第 5 条に規定しているように、各種会議は原則公開としている。幹事会は、会派からの代表者として幹事が出席している。会派間の調整を行っているもので、現在の対応を行っている。

(5) 今は、議員は各種会議に出席できるのか。現状で出席できるのか、今後、出席できるようにするのか。

⇒2年前から公開されているので、幹事会以外はその時点から参加可能であった。

(6) 第2条第1項について

「議会が市政の運営を監視する」と規定されている。前文では「議事機関」と書かれ、説明では「議決機関」とされている。地方自治法第96条では、議会の議決事項が定められている。この「監視」という言葉に違和感がある。

「関与」の方がよいのではないか。この「監視」という言葉を使った意味とは何か。

⇒市民にわかりやすい表現を目指した。議会は「市政をチェックする。」という表現があるが、それを分かりやすく表現したものである。「関与」という表現の意図と大きく変わるものではない。市長サイドが大きな力がある中、市民の立場から、市民のためになるのか監視しチェックし、意見も述べていこうという思いを込めている。

議会の権能を論議している際に、端的に表現するものとして「監視」という表現を選んだ。

(7) 第2条第2項について

「市民と一緒にまちづくりの活動に取り組む。」という表現は、第2項の条文の中で浮き上がった感じがする。まちづくりの活動に限定されてしまっている。なぜ、この表現になったのか。

⇒この条文にいう「まちづくり」とは、福祉や制度などをすべて含めた宇治市をどうつくっていくかという、一番広い意味を込めている。

(8) 第10条について

「市民生活に重要な影響を与える政策、…」とあるが、市民生活に重要な影響を与えないものは、放っておくことにならないか。公聴会の開催などを書くべきではないか。

⇒この条例では、「重要な影響を与える」の定義はしていないが、他の事項を重要ではないと捉えている訳ではない。現実には、広範に説明がされてきたのが実態である。条文としては、実態を定義しようという意味である。重要な政策に対する市当局と議会の認識が違う場合があるので、今後、基準のルールを作っていきたい。

(9) 最高規範性について

第18条に基本条例の改正要件を書いていない。最高規範性をうたうなら、

なぜ改正要件を書かないのか。

⇒条例としての改正要件は過半数を想定している。条例間に上下関係はないが、この基本条例を元に、会議や情報公開など関連の細かい条例が作られていくことを想定している。その際に、この基本条例が中心になっていくことを考えている。改正の際には、議員全員が納得できるような内容にしていきたい。

- (10) 前文の二元代表制は、市民から選ばれた市長と議会に「ねじれ」が生じた場合の調整方法が記載されていない。市長と議会が対立している自治体もある。条例のどこに書かれているのか。

二元代表制は、両者の力が均衡していることが本来であろうが、現在は市長サイドが圧倒的に強い。議会総体として、意見をどのように積み重ねてきたかが市民に明らかになっていない実情がある。議決事項について、反対の立場の市民に対して、説明を行っていくのが民主主義の手続きだと考えている。議会は市長を尊重すべきであり、市長も議会を尊重すべきであり、そのために議会基本条例をつくるものである。

議会基本条例をつくることによって、議会がどうあるべきか、何を目的としているのか、市当局にも認識をしてもらうことが意味を持つ。議決事項でも見直すことで、議員・会派によって、見方も変わることがある。

- (11) 議会活動の原則について。一度、議決されたものを再度、取り上げて一般質問などで取り上げている。ある案件には、21回も質問がされている。その行為は、市民へ議決の説明をすることになるのか。

議会は一度議決したことで、全議員が拘束されるものではない。議決事項であっても、間違っていたという判断があれば、方針変更をするべきという議員がいてもよい。また、決めた以上は速やかに実行せよという議員がいてもよい。双方が論戦するのが議会の場である。市民の代表である議会では、市民の中で意見が分かれていることを反映して論議がされるのが、民主主義としては健全な状態と考えている。

- (12) 第14条議員報酬について。議員報酬の決め方のひとつに、「他市の議員報酬等を勘案し」とあるが、削除するべき。「市民生活及び市民所得」に変えるべき。市民の所得を勘案するべき。市民生活に合わせるべき。

報酬を決める要素のひとつとして、周辺と比較して極端に低い・高いも要因と考えるということである。現在の議員の仕事は、ほぼ専任でなければできない。他の仕事との兼業では難しいので、一定の生活保障をする必要もある。生活の保障がなければ、議員のなり手がいなくなることも考えられる。適切な議員報酬を決める要素を決めたので、その事項だけに一方的に引きずられるということはない。

宇治市では、報酬審議会で議会から離れた形で検討されている。議会としては、報酬審議会の答申に基づいて決めてきた経過がある。

- (13) なぜ、この時期に議会基本条例をつくるのか。従来あった条例で、市政運営はできてきたのではないか。社会に閉塞感があるのは、法律や規約をつくりすぎたからではないか。新しい条例をつくるよりも、現状で何がいけないのか、何が足りないのか、現行のもので直せないのか。法律で縛りすぎるから閉塞感が生まれるのではないか。宇治市らしさを出すなら、議員報酬を考え直し、政務調査費の利用をしないなどをするべき。

今まで対応してこられたのは、先輩議員の努力によるが、すべての条例に精通するのは困難である。議会基本条例を見れば議会のことが分かる、という思いでこの条例をつくった。この条例は市議会として担うべき役割を基本的な内容で理念条例として定めている。理念を実現するための具体的な方法は、今後決めていきたい。議員が共通認識を持って、各条例に決めていきたい。議員報酬については、類似団体に比較することは、ひとつの指標にはなる。市民の意見を聞きながら決めていきたいが、その場をこの基本条例で決めている。

- (14) 誰が見ても同じ理解になるのは難しい。大枠を提示して、細かいことは議員同士で論議すればよい。

⇒「市民と議会とのつどい」に見られるように、今まで議会と市民が直接話し合う機会がなかった。今後はこのような機会も大切である。市長から提出される資料も不十分なこともあったので、しっかりと決めていく必要がある。自由討議も議員間の意見交換の場がなかったため規定している。議会基本条例を制定することで、今後のあり方を決めていくのも必要である。4年ごとに改選があるので、議員自身も議会というものを認識していくべきである。